

産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの存続を求める意見書

国はこれまで、米の需給・価格の安定を図るため、需給調整に対する支援措置として、議員立法により「水田農業構造改革交付金等についての特例措置」を講じ、産地作り交付金等を一時所得扱いとしてきました。

しかしながら、担い手の育成・確保を名目に、本年度から品目横断的経営安定対策に係る交付金とともに「経営基盤強化準備金制度」へと移行することに伴い、産地作り交付金の税制特例を継続しない方針を示している。

米の需給調整はここ数年、過剰作付けの状態に陥っており、市場価格は大幅な下落を続けている。この結果、国の指導に従い需給調整に参加し、米の安定供給に務めている稲作農家ほど深刻な経営悪化に苦しんでいる。

このような状態の中で、需給調整の円滑な実施に重要な役割を果たしている産地づくり交付金の税制特例を廃止するならば、国民の主食である米の安定供給はもとより農業全般に深刻な打撃を与えることは必至である。

このため、国民の主食である米の需給・価格の安定及び農業経営の安定を図るため、産地づくり交付金等については、本年度も前年同様に税制特例を講じ一時所得扱が継続されるよう強く要望する。

記

米の需給調整参加者に交付される産地づくり交付金等については、経営基盤強化準備金制度の対象から除外し、平成19年度分も税制特例による一時所得扱を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月14日

名 寄 市 議 会